

大田原市告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、大田原市道の駅那須与一の郷使用料に係る徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第2項及び大田原市財務規則（昭和40年規則第11号）第36条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

大田原市長 相馬 憲一

記

1 委託の相手方

名称 株式会社八百屋蔵人
代表取締役 小沼 多美子
所在地 大田原市浅香1丁目10番43号

2 委託した公金事務

大田原市道の駅那須与一の郷使用料に係る徴収事務

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで